

+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +

ベイリーフ通信

+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +

2024年11月20日号



★CONTENTS★

★ ニュース・トピックス ***** page 2

直近の労働・社会関連記事一覧

★ 協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルのご案内 ***** page 3

保険証としてのマイナンバーカードのサポートです

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ***** page 4

非正規社員に賞与を支給するべきか？

★ ベイリーフの庭から (編集後記) ***** page 4



★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。

1. 14次防1年目建設、陸運業で成果 (2024/10/21)

厚生労働省は、令和5～9年度を期間とする第14次労働災害防止計画の1年目の実施結果を明らかにした。建設業では、リスクアセスメントの実施割合が目標値である85%を達成し、年間死亡災害件数も目標を満たす223人と成果を挙げている。陸上貨物運送事業でも、荷役ガイドラインに基づく対策の実施割合が目標に到達し、死傷災害が減少するなど着実に取組みが進展した。要因として、法令改正を機に安全意識が高まったことや、荷主の理解が深まったことを指摘している。他方、製造業では小規模事業場で挟まれ・巻き込まれ対策の実施割合が低く、取組みが停滞している。

2. 一般健康診断 女性特有の問診項目追加 (2024/11/04)

厚生労働省は、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会の中間取りまとめ案を明らかにした。女性就業率の上昇に伴って女性特有の健康課題への対応の重要性が高まっていることから、一般健康診断問診票に、月経困難症や更年期障害といった健康課題に関する質問を追加するのが適当とした。質問への回答は健診機関から事業者を提供せず、健康課題に悩んでいる女性労働者に対して、健診機関の担当医が専門医への早期受診を促すようにする。

3. 徳島県賃上げ支援一人5万円 (2024/11/04)

全国で地域別最低賃金の引上げ額が過去最大に達したなか、各社の賃上げを支援する地方自治体の取組みが加速している。徳島県は正社員1人当たり5万円、非正規同3万円を支給する一時金を新設する。長期的な賃上げを促すため、DX推進の設備投資を行った場合、最大1000万円を交付する取組みも始めた。国の業務改善助成金の交付を受けた事業者向けに、追加支援する取組みも広まっている。栃木県では独自の上乗せ支援を開始した。事業者は設備投資に関する経費の約9割を国と県の助成金で賄える。福井県では最大150万円の奨励金を設けている。

4. 外国人材に社保の説明を (2024/11/11)

全国民営職業紹介事業協会(紀陸孝会長)は、外国人材を紹介する事案の増加に伴い、求人企業と求職者との間でトラブルが多発していることから、求人企業において取り組むべき対策や人材定着方法を明らかにした冊子を作成した。とくに多いトラブルとして、提示した労働条件と実際の手取り額の違いから、早期離職に至るケースを挙げている。紹介された人材の定着につながるよう、社会保険料や源泉徴収などの仕組みの説明をしておく必要があるとした。

★協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルのご案内★

保険証としてのマイナンバーカードのサポートです！

2024年12月2日から、現行の健康保険証は新規発行されなくなり「マイナ保険証」の運用が本格的になります。

協会けんぽではこれに際し、マイナ保険証、オンライン資格確認、「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」等に関する問い合わせを受け付ける「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」を設置しています。



日本語のみでなく、英語・中国語・韓国語をはじめとした22か国語での対応も行われています。

電話番号 0570-015-369

受付時間 8:30～17:15

受付内容

- ・オンライン資格確認が使えない、正しい資格情報が登録されていない等、マイナ保険証やオンライン資格確認に関するお問い合わせ
- ・資格情報のお知らせ、資格確認書に関するお問い合わせ

(注意)

令和6年12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行しますが、発行済みの保険証は最大1年間(令和7年12月1日)までは使用できます。

ただし、マイナンバーカードで受診していただくことで、これまでできなかった診療記録などをその場で引き出すことができるようになり、データに基づいたより良い医療を受けられるようになりますので是非マイナ保険証をご利用ください

保険証についてお気軽にお問合わせ下さい。

ベイリーフ労務管理事務所

043-222-5337

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

第156回

非正規社員に賞与を支給するべきか？

Q、当社では今まで非正規社員のパートタイマーの賞与は支給しておりませんでした。正社員と同様の業務についておりますが、幹部候補生の査定や売り上げ達成のための施策にはかかわっておりません。

昨今、同一労働同一賃金が騒がれ、不支給の根拠を模索しております。

支給の要件等について教えてください。



A、2020年10月13日に言い渡された最高裁判決の内容は、まさに同一労働同一賃金に関する判例となっています。

- ①正職員に対する賞与が、「正職員としての職務を遂行し得る人材の確保やその定着を図る」ことを目的としていること
- ②非正規職員(アルバイト)の業務は「相当に軽易」であり、正職員とアルバイト職員の職務内容には「一定の相違があった」こと
- ③アルバイト職員は、「原則として業務命令によって配置転換されることはない」こと

御社の場合は一定の昇進の為の査定がある。職務内容にある程度の相違がある。以上のことで、賞与不支給の要件に合うかもしれません。

すべての会社において当てはまる論理ではなく、個々の会社がアルバイトその他の非正規社員をどのように雇用しているかによって事情が異なってくるでしょう。

★ベイリーフの庭から★

・ ・ ・ 編 集 後 記 ・ ・ ・

暖冬ですが、この数日の寒い日は堪えますね。紅葉がおくれているとのこと
で小旅行は12月に予定しております。さあ、どうなることやら。

今年も後50日足らず、何と1年が早く過ぎることでしょう。悔いが残らないよう

気を引き締めていきましょう！

・ ・ 発行・制作 ……



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853

千葉市中央区葛城3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

<https://www.officebayleaf.com>